

山口市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

市行動計画の作成及び改定

- 本市では、特措法第8条の規定に基づき、平成26年(2014年)5月に「山口市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、対策を講じてきた。
- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、次なる感染症危機でより万全な対応を行うことを目指し、令和6年(2024年)7月に政府行動計画、令和7年(2025年)3月に県行動計画が抜本的に改定されたことを受け、市行動計画を改定する。

計画改定のポイント

- 対象とする疾患を新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も想定
- 対策の取組段階を**準備期・初動期・対応期**の3期に設定し、準備期の取組を充実
(改定前：未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期、小康期の5段階)
- 対策項目を見直し、**5項目から7項目に拡充**

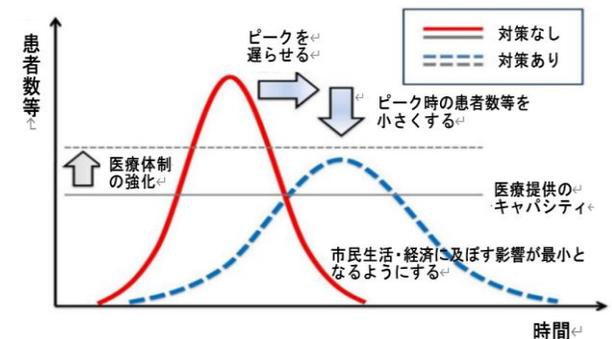
① 実施体制 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 保健
⑥ 物資 ⑦ 市民生活・地域経済の安定の確保 ※新設項目に下線

- 感染が長期化する可能性も踏まえ、**複数の感染拡大の波への対応**やワクチンや治療薬の普及等に応じた**対策の機動的な切替え**について明確化

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

- **感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する**
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保
 - ・ 流行のピーク時の患者数等を少なくし、医療提供体制への負荷を軽減
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす
- **市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする**
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減
 - ・ 市民生活及び地域経済の安定を確保
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす
 - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持

《 対策の効果 概念図 》



対策推進のための役割分担

- 国・県・市・医療機関・指定(地方)公共団体・登録事業者・一般事業者・市民、それぞれが役割を担い、新型インフルエンザ等対策を実施する。
- 市は、国や県の対処方針に基づき、市域における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

各対策項目の主な取組

準備期

初動期

対応期

▶ 新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階

▶ 世界で新型インフルエンザ等感染症に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階（国内で発生した場合を含める）

▶ 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
▶ 病原体の性状等に応じて対応する時期
▶ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
▶ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

《 対策項目 》

	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 国、県、関係機関等との情報共有、連携体制の確認、訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市連絡会議の開催、市対策本部設置の検討 ● 人員体制強化に備えた全庁的な対応準備 ● 迅速な対策実施に必要な予算確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 変化する状況に応じた全庁的な対応 ● 緊急事態宣言時の市対策本部設置、緊急事態措置に関する総合調整 ● 他市町、県への応援要請
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的感染対策等に関する情報提供・共有 ● リスクコミュニケーションの在り方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 科学的根拠に基づく正確で迅速な情報提供・共有 ● 双方向のコミュニケーションの実施、コールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 科学的根拠に基づく正確で迅速な情報提供・共有 ● 双方向のコミュニケーションの実施、コールセンター等の継続 ● リスク評価による方針に基づく対応
③ まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ● まん延防止対策に関する市民等の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● まん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・県の方針に基づくまん延防止に関する情報提供・共有 ● 適切なまん延防止対策の実施 ● 県と連携した検査実施
④ ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ● 接種体制の整理、必要な訓練の実施 ● DX推進（予防接種事務のデジタル化） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 速やかな接種に向けた接種体制の準備・構築 ● ワクチン接種に必要な資材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接種体制に基づく接種の実施（特定接種・住民接種） ● 必要に応じた接種体制の拡充 ● 予防接種に関する情報提供・共有
⑤ 保健	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修・訓練等を通じた人材の育成 ● 県との連携強化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 有事体制への移行 ● 県が実施する健康観察・生活支援への協力
⑥ 物資	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策物資の備蓄、定期的な確認 		<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症対策物資の備蓄・配置状況の確認 ● 備蓄物資の供給に関する相互協力
⑦ 市民生活・地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報共有体制の整備、適切な支援の仕組みの整備 ● 事業者や市民へ必要な準備の勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業継続に向けた準備等の周知 ● 生活関連物資等の安定供給に関する市民や事業者への呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民生活と社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 ● 生活支援、生活関連物資等の価格の安定のための措置、事業者に対する支援等